

私設消火栓の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号。以下「条例」という。）第3条に係る私設消火栓（以下「消火栓」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 消火栓 配水管に直結した消防用または消防演習用に供される自家用消火装置をいう。
- (2) 設置者 消火栓を設置する者をいう。
- (3) 施設責任者 設置者が消火栓の管理等を委任する者をいう。

(消火栓の設置基準)

第3条 消火栓の接続が可能な給水管及び配水管の口径については、別表第1のとおり定めるものとする。

- 2 消火栓は半径120mの範囲に2箇所以上設置してはならない。ただし、奈良県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 消火栓は、屋外格納箱の中に設置し、「私設消火栓」と明記しなければならない。

(消火栓の管理)

第4条 消火栓及び接続給水管（道路舗装部含む）の管理上の責任については施設責任者によるものとする。

(協定の締結)

第5条 消火栓の設置者は、企業長と施設の管理等に関し必要な事項について、協定を締結しなければならない。

(消火栓の使用)

第6条 消火栓は消防又は消防の演習のほか使用してはならない。

(届出)

第7条 消火栓を設置しようとするものは、私設消火栓設置届（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 消火栓を廃止しようとするものは、私設消火栓廃止届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
- 3 消火栓の施設責任者を変更するときは、施設責任者変更届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。
- 4 消火栓を使用する場合は、私設消火栓使用届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(濁水及び給水不良)

第8条 消火栓の使用により生じた濁水及び給水不良等の事由については、原因者で対処するものとする。

(費用及び使用時間)

第9条 消火栓の設置及び維持管理等にかかる費用については、設置者が負担するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

消火栓口径	給水管口径	配水管口径
40mm	50mm	75mm 以上
50mm	50mm	100mm 以上
65mm	75mm	150mm 以上

私設消火栓設置届

年 月 日

（届出先）

奈良県広域水道企業団企業長 様

届出者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓を設置したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

市・町・村 町 番地

2. 設置理由

3. 私設消火栓の口径

いずれかに○をつけてください。

・ φ40mm ・ φ50mm ・ φ65mm

4. 施設責任者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

私 設 消 火 栓 廃 止 届

年 月 日

（届出先）

奈良県広域水道企業団企業長 様

届出者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓を廃止したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

市・町・村

町

番地

2. 廃止理由

3. 施設責任者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

様式第3号（第7条関係）

施設責任者変更届

年 月 日

（届出先）

奈良県広域水道企業団企業長 様

届出者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、施設責任者を変更したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

市・町・村 町 番地

2. 施設責任者変更前

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

施設責任者変更後（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

3. 変更年月日

年 月 日

様式第4号（第7条関係）

私設消火栓使用届

年 月 日

（届出先）

奈良県広域水道企業団企業長 様

届出者（自署又は押印）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓の使用について届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

市・町・村 町 番地

2. 消火使用の口径

いずれかに○をつけてください。

・ $\phi 40\text{mm}$ ・ $\phi 50\text{mm}$ ・ $\phi 65\text{mm}$

3. 使用日時

年 月 日 （ ） 時 分から 時 分まで

4. 使用目的

いずれかに○をつけてください。

- ・ 消防の演習のため。
- ・ 消防用のため。

使用場所

（ 市・町・村 町 番地 宅付近）

私設消火栓の設置及び管理等に関する協定書

奈良県広域水道企業団企業長（以下「甲」という。）と設置者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が私設消火栓の設置及び管理するにあたり、以下のとおり協定書（以下「本協定書」という。）を締結するものとする。

（目的）

第1条 本協定書においては、私設消火栓の設置及び管理等に関する基本的な事項を定める。

（定義）

第2条 私設消火栓とは、配水管に直結した消防用または消防演習用に供される自家用消火装置をいう。

（私設消火栓の管理）

第3条 私設消火栓及び接続給水管（道路舗装部含む）の管理上の責任については乙に帰するものとする。

（消火栓の使用）

第4条 乙は、消防又は消防の演習のほか私設消火栓を使用してはならない。

（届出）

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に届け出なければならない。

- (1) 私設消火栓を設置する場合。
- (2) 私設消火栓を廃止する場合。
- (3) 私設消火栓の施設責任者を変更する場合。
- (4) 消火栓を使用する場合。

（濁水及び給水不良）

第6条 乙は私設消火栓の使用により生じた濁水及び給水不良等の事由について乙が対処するものとする。

（費用及び使用時間）

第7条 私設消火栓の設置及び維持管理等にかかる費用については乙が負担するものとする。

（本協定書の有効期間）

第8条 本協定書の有効期間は、本協定書の締結日から1年間とする。ただし、甲又は乙から解除の申出が無い限り、本協定書は自動的に更新されるものとする。

2 甲又は乙は、本協定書を終了しようとする場合、本契約期間満了の2ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議解決）

第9条 本協定書に定められていない事項及び本協定書の条項の解釈につき疑義又は紛争などが生じた場合、甲乙両者は誠意を持って協議解決するものとする。

（裁判管轄）

第10条 本協定書に関する訴えは、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 奈良県 市〇〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表 〇 〇 〇 〇